

健感発0830第2号
平成24年8月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



不活化ポリオワクチンの安定供給について（依頼）

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年9月1日より、ポリオの定期接種ワクチンを生ポリオワクチンから単独の不活化ワクチンに一斉に切り替え、また、11月1日より新たに不活化ポリオを含む4種混合ワクチンを導入する準備を進めているところです。ワクチンの供給量は、対象の方が年度内に必要回数の接種を完了していただける十分な量が確保される見込みですが、使用されるワクチンがどちらかに偏ったり、医療機関において必要量以上のワクチンを購入すること等があった場合、地域によっては供給量が不足することも懸念されます。

つきましては、9月1日以降もポリオの定期接種を円滑に実施するため、下記のことについて、市町村に周知いただくとともに、貴管内市町村を通じて、医療機関等の関係者にも周知していただくようお願いいたします。

記

1. 市町村は、接種を開始した際に使用した不活化ポリオワクチンを使用し、全ての接種回数を完了することが原則であることについて、周知を図ること。
2. 免疫を持たない人が増えると感染症がまん延するおそれがあること、また、乳幼児が百日せきを発症すると重症化することがあることから、市町村は、11月1日までにポリオの定期接種の対象年齢になった方に対し、4種混合ワクチンの導入を待つことなく、単独の不活化ポリオワクチンと3種混合（DPT）ワクチンの接種を受けるよう周知を図ること。
3. 医療機関は、予約に基づく適切な量の単独の不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンの購入を心がけること。
4. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、単独の不活化ポリオワクチン及び4種混合ワクチンの偏在が起こらないように配慮すること。